

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和 3 年 6 月

長岡工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。
- ・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。
- ・関係法令の略は次のとおり。
(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	長岡工業高等専門学校
2. 所在地	新潟県長岡市西片貝町8 8 8 番地
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科、電気電子システム工学科、電子制御工学科、物質工学科、環境都市工学科 専攻科課程：電子機械システム工学専攻、物質工学専攻、環境都市工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：電子機械システム工学専攻、物質工学専攻、環境都市工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名：生産システム・環境工学プログラム ） その他（該当なし）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：1,130人 教員数：専任教員72人 助手数：0人
(2)特徴	
本校は、昭和36年に開学した国立長岡工業短期大学を前身としており、翌年の昭和37年に発足した高等専門学校制度による国立高等専門学校第1期校12校の一つとして設置され、本年度で創立52年を迎えた。創立当初は、機械工学科(2学級)、電気工学科、工業化学科の3学科であったが、その後、技術の進歩や社会的な要請に対応して学科の新設や改組がなされ、現在では、前述の現況に示した5学科で構成されている。 平成12年にこれまでの5年間一貫の技術教育を基礎として、より高い技術開発能力を有する実践的技術者の養成を目的とした専攻科が設置された。専攻科は前述の現況に示した3専攻から構成されている。 本校はこれまで、約8,800名の学科卒業生、及び約410名の専攻科修了生を送り出し、地域のみならず我が国の産業界から高い評価を得てきた。 本校は、創設期より教育の重点項目として、「総合性」、「独創性」、「自主性」を掲げ、視野の広い教養豊かな人間性を持ち、自発的、自主的な研究心、研究態度に裏付けられた総合的な知識、技術を発揮し、社会に貢献できる実践的工業技術者の養成を教育の目標としてきた。この基本的な方針を基礎に、その後の科学技術の発展と高度化、環境問題、産業のグローバル化など工学技術に対する新たな社会的要請を踏まえて、平成14年度に「人類の未来をきりひらく、感性ゆたかで実践力のある創造的技術者の育成」を教育理念として掲げた。この教育理念に基づいて、「人間性と倫理観」、「国際的視野とコミュニケーション能力」、「科学と技術の基礎知識」、「専門知識と応用力」、「課題解決と技術開発」、「地域連携と実践力」、「継続的自己啓発」をキーワードとした教育目標を掲げ、21世紀を担う実践的技術者の育成を図っている。このような背景のもとに、本校の特徴を列記すると以下のとおりである。	
(1) 地域連携・地域貢献 地域企業約186社（令和2年3月現在）が会員の長岡工業高等専門学校技術協力を平成11年に設立し、本校の地域共同テクノセンター地域創生教育研究推進室を中心に受託研究、共同研究、インターンシップ、リフレッシュ教育、近年は企業ガイダンスなど企業との連携・交流を通じて地域社会の発展に寄与している。また、県や市主催の公開講座及び研修事業への協力、本校主催の公開講座、さらに例年30件程度の小中学校への体験授業（出前授業、上級学校訪問）など地域社会への貢献を積極的に行っている。	
(2) 教育施設環境 本校施設は大きく教室棟、実験・研究棟、学寮棟、課外活動・学生支援施設からなり、全施設が耐震構造である。全教室、実験室にエアコンの完備、メディア教材に対応する設備（プロジェクター付ホワイトボード）の完備、そして施設全体はバリアフリー化されている。また、図書館施設としてグループ学習室、情報検索室などを設け、各専門学科には学生研究・リフレッシュスペースが配置され学生に対する学習支援施設体制も充実している。	
(3) 国際交流・留学生受入 全国高専の中でも多人数の留学生22名を受け入れている（令和3年5月現在）。また、海外の学校との学術交流協定に基づき学生並びに教員間の相互派遣を積極的に行っている。さらに、本校学生の海外派遣研修が平成16年度以降実施され、参加希望数も増加している。また、令和3年度には学生寮に隣接して国際寮が完成する予定である。	
(4) 点検評価 教育研究・学校運営に関する自己点検は毎年実施されている。さらに、自己点検に基づいて、学外有識者からなる外部評価を定期的に実施している。また、学生による授業評価アンケートの実施とその結果の学内公開（Q&A含む）及びFD活動の一環としての授業公開等が行われている。 なお、本校は平成25年度に工学（融合複合・新領域）及び関連のエンジニアリング分野でJABEEを受審し、認定されている（プログラム名：生産システム・環境工学）。さらに、本校・専攻科は、平成27年特例適用認定を受け、全専攻科修了生は、大学改革支援・学位授与機構から学位が授与されている。	
(5) プロジェクトを活用した学校・地域の活性化 文部科学省が、全国高専に示した指針「KOSEN（高専）イニシアティブ」（平成28年）に基づき、本校は「地域への貢献」を主、「国際化の加速・推進」を副とした「地域産業の国際展開を牽引するヴァンガード・エンジニア育成プログラム」と「地域への貢献」を主、「新産業を牽引する人材育成」を副とした「長岡リジュベネーションに立脚した NaDeCアントレプレナーの育成」プロジェクトを申請し、2件とも新規事業計画として採択された。その布石として、本校は地域人材育成プログラム JSCOOP（Job Search for local companies based Cooperative educationのことで、課題抽出力、課題解決力を備えたイノベーション人材を地域産業界と連携して育成する授業）を立ち上げ、学生がチームで地域企業を訪問・取材し、PRリーフレットを作成することで企業の歴史、地域で働くことの意義を学び、また企業の抱える課題抽出、解決策を提案することで課題抽出力、解決力を修得する事業を展開してきた。さらに、上記2つのプロジェクトでは、3大学1高専との連携による NaDeC（Nagaoka Delta Cone：長岡高専、長岡技大、長岡造形大、長岡大）構想を通じて、地域産業を愛し、地域産業の国際展開において先導的役割を果たす技術者の育成とアントレプレナーシップ(起業家精神)の涵養を行った。外部有識者会議（令和3年5月開催）においても高評価を得ている。 直近のプロジェクトとしては、「グローバルエンジニア育成事業」（令和元年）に取り組んでいる。これはSDGsに代表される世界の共通課題に対して、多様な人々と協働する力を養うもので、「Nagaoka CO-CORE Vision」（社会で求められる力を「共通の（common）、共同の（cooperative）、相互の（correlative）コア（core）」にとらえ、思考力と行動力を高めることでその能力を育成するビジョン）の下、本校がこれまで学生と取り組んできた、学生海外派遣研修の充実や、高専機構による様々な国際交流プログラムと連携させて実施することにより、「自分自身がグローバル人財である」という学生の当事者意識を活性化し、英語が使える実感や国際的な協働経験を持つことができる仕組みとなっている。 以上のように、本校単独では実施が難しいプログラムを文科省、高専機構のプロジェクトとリンクすることで、学生、学校、さらには地域の活性化に結びつけているのが特徴である。	

Ⅱ 目的
本評価における「目的」とは、学則で定められた目的、教育理念、教育理念の下で育成すべき技術者像を示す教育目標、学習・教育到達目標及び各学科・各専攻の専門分野の達成目的からなる。
1 学則に規定された目的
本校の目的は、学則第1条に「長岡工業高等専門学校（以下「本校」という）は、教育基本法（昭和18年法律120号）、学校教育法（昭和22年法律26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」と規定されている。
2 教育理念
本校が掲げる教育理念は、「人類の未来をきりひらく、感性ゆたかで実践力のある創造的技術者の育成」である。この教育理念は、自然環境との共生への志向、異文化に対する理解、視野の広い教養豊かな人間性、科学技術に対する自発的・自主的な探求心、そして実践的問題解決能力が、一層高度化する今後の科学技術社会を支える技術者に強く求められることを念頭に置いて定められた。
3. 教育目標
準学士課程と専攻科課程からなる本校教育全体の教育目標は以下のとおりに設定されている。
(A) 人類の福祉と地球環境に配慮できる人間性と倫理観を持った技術者の育成
(B) すぐれたコミュニケーション能力と国際的視野をもち、多様な価値観を理解できる技術者の育成
(C) 早期技術者教育の特長を生かし、科学と技術の基礎を身につけた、健全で創造性ゆたかな技術者の育成
(D) 工学の専門知識とものづくりのスキルをかね備え、情報技術を駆使できる技術者の育成
(E) 多面的思考力と計画力をもち、課題の解決と技術の開発を実行できる技術者の育成
(F) 地域の産業と社会に連携し、時代の要請に応えられる実践力ある技術者の育成
(G) 自発的学習能力を身につけ、継続的に自己啓発のできる技術者の育成
学校教育法第115条に規定されている「深い専門の学芸の教授」については、主に（C）、（D）、（E）、（G）が対応し、「職業に必要な能力の育成」については、（A）、（B）、（F）が対応し、「成果を広く社会に提供する」については、(A)、(F)が対応している。
4. 学習・教育到達目標
教育目標を踏まえ、目標項目それぞれに準学士課程並びに専攻科課程における具体的学習・教育目標が以下のとおり設定されている。
<準学士課程>
(A)に対応する項目として、(a1) 人文・社会科学に関する基礎知識を学習し理解すること。(a2) 工業技術と社会、自然環境の係わりについて学習し理解すること。(a3) 技術者として備えるべき社会的倫理を学習し理解すること。
(B)に対応するものとして、(b1) 日本文化についての知識を身につけるとともに多様な国際文化を理解すること。(b2) 日本語による卒業研究や実験実習の報告書の作成及び発表・討論ができること。(b3) 多様な国際文化を理解し、英語による基本的コミュニケーション能力を身につけること。
(C)に対応するものとして、(c1) 工学の基礎となる数学、物理学、その他の自然科学の内容に関する基本的な問題が解けること。(c2) 工学の基礎知識が実際の技術分野でどのように係わっているかについて学習し理解すること。
(D)に対応するものとして、(d1) 専門工学の基礎事項について学習し、基本的な問題が解けること。(d2) 専門分野の問題解決に必要な装置やソフトウェアなどの工学的ツールについて学習し理解すること。(d3) 実験実習を通してものづくりの基礎知識と技能を身につけること。(d4) 実験報告書作成を通して、情報技術の習得及び情報検索能力を身につけること。
(E)に対応するものとして、(e1) 特定の専門科目だけでなく境界分野科目についても学習し理解すること。(e2) 与えられた課題に対して、解決するために必要な事柄に対する知識と解決手法を身につけること。
(F)に対応するものとして、(f1) 企業等での実習体験を通して、技術者としての心構えや必要とされる技術的知識を理解すること。(f2) 体験報告書を通して、社会に役立つ技術者として備えるべき能力について考察できること。
(G)に対応するものとして、(g1) 工学的課題について、必要な情報や資料等を自発的に収集する能力を身につけること。(g2) 与えられた技術的課題の解決を通して、さらに幅広い技術的知識を得る能力を身につけること。
<専攻科課程>
(A)に対応するものとして、(A1) 人文・社会科学に関する基礎的な事項について説明できること。(A2) 工業技術と社会、自然環境や人間に及ぼしている影響について、例を示し説明できること。(A3) 工業技術が地球環境に及ぼしている影響について、技術者倫理に照らして対応策を提案できること。
(B)に対応するものとして、(B1) 論理的な文章が書けること。(B2) 日本語による科学技術の報告書の作成及び発表・討論ができること。(B3) 異なる文化的背景を持つ多様な国際文化を理解できること。(B4) 英語のコミュニケーション能力として基本的な読み取り、聞き取りができること。
(C)に対応するものとして、(C1) 工学の基礎となる数学、物理学、その他の自然科学の内容に関する発展的な問題が解けること。(C2) 工学の基礎知識が、技術の分野でどのように応用されているかを説明できること。(C3) 基礎工学の知識を理解し、それらを用いて基本的な問題が解けること。
(D)に対応するものとして、(D1) 専門工学の知識を理解し、特定の専門分野ごとの代表的な問題を解けること。(D2) 特定の専門分野の問題解決のために必要な装置やソフトウェアなどの工学的ツールを活用できること。(D3) ものづくりのために実験・実習で身につけた技術・技能を活用できること。(D4) 問題を解決するために必要な情報を収集し、解析するための情報技術を使いこなせること。
(E)に対応するものとして、(E1) 自然科学、基礎工学、専門工学の知識を総合的に利用し、工学的課題の解決方法を説明できること。(E2) あらゆる制約（時間、設備、資金、人的・物的資源など）を考慮しながら、課題を解決するための計画を作成できること。（E3）異なる技術分野を理解し、自分の得意とする専門分野の知識とあわせて、状況に応じたチームでも技術的課題を解決できること。
(F)に対応するものとして、(F1) 企業等での実習体験を通して、地域社会と産業の要求している内容を把握し整理できること。(F2) 自分が身に付けた技術的な知識や能力が、地域社会と産業にどのように活用できるかを説明できること。
(G)に対応するものとして、(G1) 工学の専門分野における技術的な動向について説明できること。(G2) 工学的な問題を発見して、その解決に必要な情報や資料を収集し、整理できること。(G3) 技術的な問題の解決のために、計画して、実施して、その活動を評価し、改善策を提案できること。
さらに、準学士課程及び専攻科課程における各学科、各専攻の達成目標も定められている。その内容は以下のとおりである。
(1) 準学士課程においては、各学科の主要分野の基礎知識を習得し、それらを各専門学科に関わる様々な問題解決に応用できる能力を身につけること。
(2) 専攻科課程においては、準学士課程で修得した基礎知識をもとに、より高度な専門科目や、他分野と関わりを持つ複合的な科目の学習や実験をとおして、それぞれの専攻分野における問題の発見と解決及び研究・開発に対応できる能力を身につけること。

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。 （改善への取組については1－1－④で分析する。）			
○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。			
○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。			
○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。			
○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。			
○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01_自己点検評価改善委員会規程		
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検、評価及び改善に関する実施要項	第1条～第5条を参照のこと。	
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-01_自己点検評価改善委員会規程		再掲
	資料1-1-1-(2)-01_教務委員会規程	第4条第7項を参照のこと。	
	資料1-1-1-(2)-02_学生支援委員会規程	第4条第11項を参照のこと。	
	資料1-1-1-(2)-03_専攻科委員会規程	第4条第7項を参照のこと。	
	資料1-1-1-(2)-04_寮務委員会規程	第4条第9項を参照のこと。	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(3)-01_令和2年度長岡高専自己点検評価書		

【重点評価項目】			
観点1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。			
【留意点】			
○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。 自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01 令和2年度長岡工業高等専門学校自己点検評価実施について（依頼）	各委員会等から提出された資料に基づき自己点検評価書の取りまとめを行っている。	
	資料1-1-2-(1)-02 令和3年度自己点検・評価項目 実務担当委員会等一覧		
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01 令和2年度長岡工業高等専門学校自己点検評価実施について（依頼）		再掲
資料1-1-2-(1)-02 令和3年度自己点検・評価項目 実務担当委員会等一覧		再掲	
(2) 自己点検・評価を定期的の実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかわかる資料も含む。）		
	資料1-1-1-(3)-01 令和2年度長岡高専自己点検評価書		再掲
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	直近2回は平成25年度と平成27年度に実施した。認証評価の実施時期を考慮し、7年ごとに取りまとめを行う。管理運営を含む点検項目を策定し、データや資料の分析や点検の取りまとめを行い評価する。点検・評価結果を基に項目ごとに改善へつなげていく。		
(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(3)-01 自己点検、評価報告書実施状況（HP）	URL：http://www.nagaoka-ct.ac.jp/gaiyou/246.html	

【重点評価項目】 観点 1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可） ■ 教員 ■ 職員 ■ 在学生 ■ 卒業（修了）時の学生 ■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
	資料1-1-3-(1)-01 教員・非常勤講師アンケート	令和２年度実施。教員への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-02 職員アンケート	令和２年度実施。職員への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-03 在学生アンケート	令和２年度実施。在学生への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-04 授業評価アンケート	令和２年度実施。在校生への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-05 令和元年度卒業時アンケート	令和元年度卒業の本科生への意見聴取として実施。	
	資料1-1-3-(1)-06 令和元年度修了時アンケート	令和元年度修了の専攻科生への意見聴取として実施。	
	資料1-1-3-(1)-07 卒業生(H25年度)アンケート	令和２年度実施。本校を卒業してから一定の年数が経過した卒業生（平成25年度卒業）への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-08 修了生(H21～25年度)アンケート	令和２年度実施。本校を修了してから一定の年数が経過した修了生（平成25年度修了）への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-09 保護者アンケート	令和２年度実施。保護者への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-10 就職先アンケート	令和２年度実施。本校卒業・修了生の主要な就職先への意見聴取。	
	資料1-1-3-(1)-11 進学先アンケート	令和２年度実施。本校卒業・修了生の主要な進学先への意見聴取。	
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-12 令和２年度臨時教務・専攻科合同委員会議事要録	卒業（修了）時のアンケートに対する検証	
	資料1-1-3-(1)-13 令和３年度教務委員会議事要録（第１回）	卒業（修了）時のアンケートに対する検証	
	資料1-1-3-(1)-14 卒業生アンケートの検証	卒業時のアンケートに対する検証	
	資料1-1-3-(1)-15 令和３年度第１回専攻科委員会議事要旨	修了時のアンケートに対する検証	
	資料1-1-3-(1)-16 修了生アンケートの検証	修了時のアンケートに対する検証	
	資料1-1-3-(1)-17 令和３年度臨時教務委員会・専攻科委員会合同委員会議事要旨	教員・職員・在学生・保護者・就職・進学先へのアンケートに対する検証	
	資料1-1-3-(1)-18 各種アンケート結果に対する検証について	教員・職員・在学生・保護者・就職・進学先へのアンケートに対する検証	

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可） 【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価 ■ 学生による授業評価 ■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 □ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 ■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） □ 設置計画履行状況調査 □ その他	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-18 各種アンケート結果に対する検証について	アンケート調査の結果について、教務委員会・専攻科委員会で自己点検・評価を行ったもの。	再掲
	資料1-1-3-(2)-01 集計グラフ(全学科・専攻科)		
	資料1-1-3-(2)-02 授業評価アンケート自己分析依頼		
	資料1-1-3-(2)-03 授業評価アンケート自己分析例（学科別）		
	資料1-1-3-(1)-12 令和２年度臨時教務・専攻科合同委員会議事要録	アンケート調査の結果について、教務委員会・専攻科委員会で自己点検・評価を行ったもの。	再掲
	資料1-1-3-(1)-13 令和３年度教務委員会議事要録（第１回）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14 卒業生アンケートの検証		再掲
	資料1-1-3-(1)-15 令和３年度第１回専攻科委員会議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(1)-16 修了生アンケートの検証		再掲
	資料1-1-3-(1)-12 令和２年度臨時教務・専攻科合同委員会議事要録	アンケート調査の結果について、教務委員会・専攻科委員会で自己点検・評価を行ったもの。	再掲
	資料1-1-3-(1)-13 令和３年度教務委員会議事要録（第１回）		再掲
	資料1-1-3-(1)-14 卒業生アンケートの検証		再掲
	資料1-1-3-(1)-15 令和３年度第１回専攻科委員会議事要旨		再掲
	資料1-1-3-(1)-16 修了生アンケートの検証		再掲
	資料1-1-3-(2)-04 令和３年度外部有識者会議報告書	URL: http://www.nagaoka-ct.ac.jp/whatnews/246.html	
	資料1-1-3-(2)-05 JABEE評価の結果に基づいて改善に向けた取り組み		
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）によるJ A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-1-(1)-01_自己点検評価改善委員会規程		再掲
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検、評価及び改善に関する実施要項		再掲
	資料1-1-2-(1)-02_令和3年度自己点検・評価項目 実務担当委員会等一覧		再掲
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01_認証評価結果		
	資料1-1-4-(2)-02_入学者選抜の基本方針	前回改善要求事項：「『入学者選抜の基本方針』の明文化」への対応	
	資料1-1-4-(2)-03_令和3年度第3回企画運営会議議事要旨（非公表）	前回改善要求事項：「試験答案の適切な保存」への対応	
	資料1-1-4-(2)-04_成績評価等規定の周知文書	前回改善要求事項：「成績評価等の規定が学生に周知されているかの直接的把握」への対応。 本件資料の内容を含む『学生便覧』を毎年配布し、担任教員より学生に成績評価の方法などについて周知を行っている。 また、各学生に十分理解させるため、担任教員による定例の個別面談においても、改めて口頭による説明を行っている。	
	資料1-1-1-(1)-02_自己点検、評価及び改善に関する実施要項	前回改善要求事項：「自己点検・評価の基準を、年度計画の達成度をもとに定めていること」への対応。	再掲
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-05_JABEE評価の結果に基づいて改善に向けた取り組み		再掲
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-05_JABEE評価の結果に基づいて改善に向けた取り組み		再掲

1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点 1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程） 観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） □ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01_学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	資料1-2-1-(1)-01_学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	資料1-2-1-(1)-01_学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。

○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）

○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） □ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01_学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	資料1-2-1-(1)-01_学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している □ その他	資料1-2-1-(1)-01_学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

11

観点1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。

○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。

○ 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01 学科アドミッションポリシー	最近学科のアドミッションポリシーの改定があったため、募集要項ではなくウェブサイトを経由して添付する。	
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している	資料1-2-3-(1)-01 学科アドミッションポリシー		再掲
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している	資料1-2-3-(1)-01 学科アドミッションポリシー		再掲
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している	資料1-2-3-(1)-01 学科アドミッションポリシー		再掲

12

(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている	資料1-2-3-(1)-01 学科アドミッションポリシー	それぞれ以下に該当する。 1 知識・技能…1 2 思考力・判断力・表現力等の能力…2, 3 3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度…3、4	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(専攻科課程)
観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。

関係法令 (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設) 第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する
ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01 専攻科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	資料1-2-4-(1)-01 専攻科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	資料1-2-4-(1)-01 専攻科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】 ○ 観点1－2－②の留意点に準ずるものとする。			
関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン （平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ☐ 専攻科課程全体として定めている ☒ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01 専攻科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している	資料1-2-4-(1)-01 専攻科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ☒ どのような教育課程を編成するかを示している ☒ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☒ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他	資料1-2-4-(1)-01 専攻科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。

関係法令 （法）第119条第2項 （施）第165条の2、第177条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている □ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-6-(1)-01 専攻科アドミッションポリシー		
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している	資料1-2-6-(1)-01 専攻科アドミッションポリシー		再掲
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している	資料1-2-6-(1)-01 専攻科アドミッションポリシー		再掲
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している	資料1-2-6-(1)-01 専攻科アドミッションポリシー		再掲
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている	資料1-2-6-(1)-01 専攻科アドミッションポリシー	それぞれ以下に該当する。 1 知識・技能…1 2 思考力・判断力・表現力等の能力…2、 3 3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度…3、 4	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】			
○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01 高専教育高度化戦略室規程	第5条第1項	
	資料1-3-1-(1)-02 教育方針体制図		
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検し、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01 令和2年度第2回高専教育高度化戦略室（STAKE）会議議事要旨		
	資料1-3-1-(2)-02 令和2年度第2回高専教育高度化戦略室会議 資料5 ディプロマポリシー検討		

1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 1

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料1-2-1-(1)-01 学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	資料2-1-1-(1)-01 学則	第 7 条第 2 項	
	本校には、学校の目的を達成するため、5 学科が設置されている。資料1-2-1-(1)-01_学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーが示すとおり、設置された学科ごとに、その目的及び卒業の認定に関する方針を定めているので、学科の構成は、学校の目的及び卒業の認定に関する方針と整合性がとれている。		
観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01 専攻科ディプロマポリシー		
	資料2-1-2-(1)-02 専攻科カリキュラムポリシー		
	資料2-1-1-(1)-01 学則	第 8 条第 2 項	再掲
	資料2-1-2-(1)-03 専攻科開設授業科目一覧		
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校には、学校の目的を達成するため、3 専攻が設置されている。資料2-1-2-(1)-01_専攻科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーが示すとおり、設置された専攻ごとに、その目的及び修了の認定に関する方針を定めているので、専攻の構成は、学校の目的及び修了の認定に関する方針と整合性がとれている。		

観点 2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程		再掲
	資料1-1-1-(2)-02 学生支援委員会規程		再掲
	資料1-1-1-(2)-03 専攻科委員会規程		再掲
	資料2-1-3-(1)-01 入学試験委員会規程		
	資料2-1-3-(1)-02 企画運営会議規程		
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01_教務委員会議事要録（非公表）	学生の個人情報や入学試験の実施要項など、外部に公開できない内容を多数含んでいるため、非公表資料とする。 参考 令和2年度委員会開催数 教務委員会：定例11回、臨時5回 学生支援委員会：定例19回 専攻科委員会：定例12回、臨時1回 入学試験委員会：定例15回、臨時3回 企画運営会議：定例19回	
	資料2-1-3-(2)-02_学生支援委員会議事概要（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-03_専攻科委員会議事要旨（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-04_入学試験委員会議事要旨（非公表）		
	資料2-1-3-(2)-05_企画運営会議議事要旨（非公表）		
2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点

2－2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点 2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例１）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。
（例２）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。
- (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。

関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表	(1)～(3)重複該当	
	資料2-2-1-(1)-01 教員配置(一般教育科)		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
	資料2-2-1-(2)-01 教員配置(専門学科)		
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
	資料2-2-1-(2)-01 教員配置(専門学科)		再掲
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式 2－3】担当教員一覧表等		
	資料2-2-1-(2)-01 教員配置(専門学科)		再掲
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可） ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） □ 海外経験 □ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
	資料2-2-1-(2)-01 教員配置(専門学科)	本校で専門学科の教育に従事する教職員は、原則として博士の学位を所持している。	再掲
	【様式 2－3】担当教員一覧表等	【様式 2－3】担当教員一覧表等のとおり、英語のネイティブスピーカーを非常勤講師として配置している。また、技術資格を持つ教員、実務経験を持つ教員を配置している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点 2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

- 【留意点】
- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
 - 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校の専攻科 3 専攻は平成27年度特例適用専攻科の認定を受けており、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【様式 2－3】担当教員一覧表等		
（リストから選択してください）			
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
（リストから選択してください）			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令 （設）第6条第6項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01 年齢構成(HP)	https://www.nagaoka-ct.ac.jp/gaiyou/soshiki/244.html	
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	本校では、教員公募計画～採用について、教員人事委員会が中心となり、年齢構成および職位等が適切となるよう進めている。 具体的には、年齢構成に偏りが生じないようにするために、募集職名（例：助教、講師等）を限定し、職位により学位や業績の厳密な審査を行ない、場合によっては年齢制限を設ける等の措置を講じている。 この結果、全体としてバランスの取れた年齢構成となっている。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可） ■ 教育経歴 ■ 実務経験 ■ 男女比 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01 配慮事項例(男女比)	男女比に関する資料	
	資料2-2-3-(2)-02 配慮事項例(教育経歴・実務経験)	教育経歴。実務経験に関する資料	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可） ■ 学位取得に関する支援 □ 任期制の導入 ■ 公募制の導入 ■ 教員表彰制度の導入 □ 企業研修への参加支援 ■ 校長裁量経費等の予算配分 ■ ゆとりの時間確保策の導入 □ サバティカル制度の導入 ■ 他の教育機関との人事交流 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01 内地研究員制度実施要項	学位取得に関する支援に関する資料	
	資料2-2-3-(3)-02 学位取得に関する支援	学位取得に関する支援に関する資料	
	資料2-2-3-(3)-03 教員人事規程	公募制の導入に関する資料	
	資料2-2-3-(3)-04 教職員表彰規程	教員表彰制度の導入に関する資料	
	資料2-2-3-(3)-05 校長裁量経費	校長裁量経費等の予算配分に関する資料	
	資料2-2-3-(3)-06 外部競争的資金獲得者への学内措置内規	ゆとりの時間確保策の導入に関する資料	
	資料2-2-3-(3)-07 高専・両技大間教員交流	他の教育機関との人事交流に関する資料	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-04 教職員表彰規程		再掲
	資料2-3-1-(1)-01_業務実績ポイント表（非公表）		
	資料2-3-1-(1)-02 学術表彰受賞，学会委員，国・地域委員調べ（照会）		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-03_6月期、12月期、昇給時の個人別評価資料（非公表）		
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している			
	資料2-3-1-(1)-03_6月期、12月期、昇給時の個人別評価資料（非公表）		再掲
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可） ■ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他			
	資料2-3-1-(1)-01_業務実績ポイント表（非公表）	給与における措置、表彰に関する資料	再掲
	資料2-3-1-(1)-03_6月期、12月期、昇給時の個人別評価資料（非公表）	給与における措置に関する資料	再掲
	資料2-3-1-(3)-01 科学研究費補助金申請で不採択となった方に対するインセンティブについて	校長裁量経費より、科研費に不採択となった教員のうち一定の条件を満たす者にインセンティブ経費として研究費を配分（研究費配分における措置に関する資料）	
	資料2-2-3-(3)-04 教職員表彰規程	表彰に関する資料	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。		
年3回（6月期、12月期、昇給時）の評価を定期的に行い、評価結果を昇給率及び期末手当の傾斜配分の根拠資料として用い、教員のモチベーションアップに繋げている。			

(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料2-3-1-(4)-01 授業アンケートの実施に関する協議	平成14年度の教務委員会にて授業アンケートの実施について審議し、以後の実施について承認された。以後、毎年学期ごとに実施している。	
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-02 授業アンケート		
	資料2-3-1-(4)-03 令和2年度後期授業アンケート結果（一般教育科）	実施した授業アンケートは、資料2-3-1-(4)-03_令和2年度後期授業アンケート結果（一般教育科）などのように、学内の学生用HPに掲載し、その結果を教職員・学生が共有できるようにしている。	

観点 2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。

【留意点】

○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。

関係法令 (設)第11～14条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ■ 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
	資料2-2-3-(3)-03 教員人事規程		再掲
	資料2-3-2-(1)-01 教員昇任要項		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 □ 海外経験の確認 ■ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-3-2-(2)-01 教員公募	模擬授業、教育暦に関する資料	
	資料2-3-2-(2)-02 個人調査様式	実務経験、海外経験に関する資料	
	資料2-3-2-(2)-03 教育研究活動調査	教育暦、実務経験、海外経験、国際的な活動実績に関する資料	
	資料2-3-2-(2)-04 論文・著書等一覧	国際的な活動実績に関する資料	
	資料2-3-2-(2)-05 主要論文・著書等概要	国際的な活動実績に関する資料	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01_令和2年度人事委員会議事要旨（非公表）		
	本校の採用・昇格等については、教員人事委員会において毎年度それぞれの計画を立て、教員人事規程及び教員昇任要項に基づき審議・決定している。		

(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01 非常勤講師等の採用に関する規程		
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料1-3-1-(1)-01 高専教育高度化戦略室規程		再掲
	資料1-3-1-(1)-02 教育方針体制図		再掲
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-01 FD活動に関する申し合わせ		
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01 令和2年度高専教育高度化推進室主催研修一覧		
	資料2-4-1-(2)-02 FD「遠隔授業グッドプラクティス共有」実施要項		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(2)-03 FD「遠隔授業グッドプラクティス共有」実施報告書		
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(2)-03 FD「遠隔授業グッドプラクティス共有」実施報告書		再掲
	4月にMS Teamsを用いたガニエの9教授事象に基づく遠隔式授業設計に関する研修会を開催。その結果として、5月中旬から開始した遠隔式授業に対する学生評価はほぼ不満がないものとなった。ただし、授業の組み立て、課題提示に関する改善点の指摘があったため、「遠隔授業グッドプラクティス共有」研修会を開催。学生評価が高い教員を通じて、好事例を共有。ICT活用によるハイブリット授業に向けた基礎スキルの修得を全学的に推進している。		

観点 2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

【留意点】

○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。

関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-01 事務分掌規程		
	資料2-4-2-(1)-02 教育技術支援センター規程		
	資料2-4-2-(1)-03 図書館職員配置		
	資料2-4-2-(1)-04 事務組織図		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。			
	資料2-4-2-(1)-03 図書館職員配置		再掲

観点 2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【留意点】

○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4－2－⑤で分析するため、ここでは、F Dに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。

F Dへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-3-(1)-01 FD得点の記録表	令和 2 年度に実施したFDのうち、教育支援者（技術職員）が参加したものを抜粋。	

2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				
該当なし				

基準 2

優れた点				
該当なし				
改善を要する点				
該当なし				

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。 また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表		
	様式2-1_高等専門学校現況表		
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表		
	様式2-1_高等専門学校現況表		再掲
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01 長岡高専 施設配置図	グラウンド、第 1・第 2 体育館、剣道場、体育活動センター（柔道場）	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(4)-01 校舎図面 専用施設	校長室、教員室、会議室、事務室、教室、研究室、図書館、保健室、学生控室	
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。（複数チェック■可） ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(5)-01 棟別平面図 機械工場		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(6)-01 棟別平面図 学生研究スペース		
	資料3-1-1-(6)-02 図書館1階 学習スペース		
	資料3-1-1-(6)-03 図書館利用可能日,時間		

(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。 (複数チェック■可) ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース ☐ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(7)-01 福利棟 利用可能日,時間		
	資料3-1-1-(7)-02 福利施設 洗心館 利用可能日,時間	http://www.nagaoka-ct.ac.jp/shisetsu/fukuri/293.html	
	資料3-1-1-(7)-03 棟別平面図 福利棟・リフレッシュスペース		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料		
	資料3-1-1-(8)-01 安全衛生委員会規程		
	資料3-1-1-(8)-02 R3安全衛生委員会委員名簿		
	◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等		
	資料3-1-1-(8)-03 実験実習安全必携		
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(9)-01 校内巡視 巡視箇所		
	資料3-1-1-(9)-02 校内巡視 確認項目		
	資料3-1-1-(9)-03 R2校内巡視報告書		
	資料3-1-1-(9)-04 R2校内巡視 改善状況		
	資料3-1-1-(9)-05 R2機械工場利用ガイダンス		
	資料3-1-1-(9)-06 R3機械工場利用説明会		
	構内の安全衛生管理については、校内巡視の報告内容を基に、現場の状況を確認した上で適切に改善している。実習工場等で作業する学生は、年度初めの授業の中で教員及び技術職員から安全教育を受けている。実験室等を管理する教職員及び各安全衛生委員会委員は、各巡視範囲を巡回し、校内巡視確認項目に記された箇所を確認すると共に、校内巡視報告書に取り纏めて委員会に報告し、委員会で議論を行い随時改善に繋げている。		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01 バリアフリー対策 校舎全体配置図	構内の殆ど全ての範囲において車椅子での移動が可能であり、併せてスロープ、多目的トイレ、エレベーターの設置によりバリアフリー対策を講じている。	
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程	第4条第4項	再掲

(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01 学生生活環境アンケート		
	資料3-1-1-(12)-02 教室施設利用状況 R2施設有効活用調査		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-1-(12)-03 無線LAN環境増強工事		
	資料3-1-1-(12)-04 プロジェクター設置		
	資料3-1-1-(12)-05 天吊リスピーカー設置		
	資料3-1-1-(12)-06 電源補強工事及びラック設置		
学生, 教職員からのネットワーク及び施設の性能面の不満などを随時把握し, 設備の改善に努めている. 改善例として, 無線LANのアクセスポイントを24台追加設置をして, 校内のWiFi環境の改善, 増強を行った. 4号館講義室(5室)にプロジェクターを設置した. 6号館講義室(6室)に天吊リスピーカーを設置した. 講義室(8室)の黒板をホワイトボード化した. 講義室(10室)の電源補強工事を行い, BYOD導入における端末充電スペースとしても利用可能な多目的ラックを設置した.			
観点３－１－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。			
【留意点】			
○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。			
○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点３－２－②で分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 総合情報処理センター委員会規程		
	資料3-1-2-(1)-02 総合情報処理センター規程		
	資料3-1-2-(1)-03 ネットワーク構成図		
	資料3-1-2-(1)-04 学生使用可能端末一覧		

(2) I C T環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、I C T環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01 情報セキュリティ管理規程		
	資料3-1-2-(2)-02 情報セキュリティ推進規程		
	資料3-1-2-(2)-03 学生向け情報リテラシー講演会	http://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/52278.html	
	資料3-1-2-(2)-04 教職員向け情報セキュリティ研修開催案内・資料		
	資料3-1-2-(2)-05 新メールシステムセミナー開催案内・資料		
(3) I C T環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇I C T環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01 H28-R2端末室印刷実績		
	資料3-1-2-(3)-02 R1-R2端末室利用実績		
(4) (3)について学生や教職員のI C T環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-2-(1)-01 総合情報処理センター委員会規程	学生や教職員のICT環境の利用状況と満足度については、各部署から上がるネットワーク利用に関する問題と性能面の不満等を、総合情報処理センターで把握し、同委員会で議論した後、ICT環境に係るシステム設備の改善を行っている。	再掲
	資料3-1-2-(1)-02 総合情報処理センター規程		再掲
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01 ICT環境利用満足度調査		
	資料3-1-2-(5)-02 ICT環境改善報告		
	学生のICT環境利用満足度調査や、各部署からのICT利用上の問題や性能面の意見に基づき、設備の改善に努めている。直近の事例として、校内無線LANアクセスポイントの追加と増強工事により、通信環境の強化を行ない、遠隔授業やリモート会議が円滑に実施できる環境へと改善している。		

観点3－1－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。

○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令 （設）第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 構内図書館配置図		
	資料3-1-3-(1)-02 図書館 館内図		
	資料3-1-3-(1)-03 図書館 書架配置図		
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01 R2図書館 蔵書数・利用状況		
	資料3-1-3-(2)-02 希望図書購入状況		
	資料3-1-3-(2)-03 利用可能データベース・電子ジャーナル一覧	https://www.nagaoka-ct.ac.jp/lib/bunken.htm	
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 R1R2図書館利用者数		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 R2図書館利用案内		
	資料3-1-3-(4)-02 R2図書館ガイダンス 文献検索講習会 日程・資料		
	資料3-1-3-(4)-03 R2データベース検索講習会 日程・資料		
	資料3-1-3-(4)-04 R2ブックハンティング募集・購入書籍一覧		
	資料3-1-3-(4)-05 R2図書館委員会議事概要		

3－1 特記事項

この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点			
3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。			
【留意点】			
○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。			
○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (複数チェック■可)	◇実施状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-01 R3始業式ガイダンススケジュール	対象：全学生	
	資料3-2-1-(1)-02 令和3年度専攻科履修ガイダンス実施要項	対象：専攻科生	
	資料3-2-1-(1)-03 R3留学生ガイダンス	対象：留学生	
	資料3-2-1-(1)-04 障害学生入学時面談	対象：障害のある学生	
	資料3-2-1-(1)-05 R3機械工場利用説明会(学生向け)	対象：全学生 Microsoft Teamsにて全学生に周知	
	資料3-1-3-(4)-02 R2図書館ガイダンス_文献検索講習会_日程・資料	対象：全学生	再掲
		※社会人学生が在籍する場合は、他学生と同様のガイダンスに参加する。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可） ■ 担任制・指導教員制の導入 ■ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 □ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01_学級担任・学科担任一覧	担任制・指導教員制の導入に関する資料	再掲
	資料3-2-2-(1)-03 専攻科指導教員一覧	担任制・指導教員制の導入に関する資料	再掲
	資料3-2-2-(3)-01 校長との昼食懇談会	学生との懇談会に関する資料 https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/43442.html 令和2、3年度は新型コロナウイルス感染対策のため、実施していない。	
	資料3-2-2-(3)-02 意見箱取扱要領	意見投書箱に関する資料	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01 令和2年度オフィスアワー等利用回数集計結果	担任・指導教員・科目担当教員等による相談、質問対応の実績	再掲
	資料3-2-2-(3)-01 校長との昼食懇談会	https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/43442.html	再掲
	資料3-2-2-(4)-01 意見箱回答（学生向け）	意見箱への回答事例	
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。			
【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 外国人留学生規程		
	資料3-2-3-(1)-02 学生相談員要項		
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 令和3年度第1学年入学学生募集要項	VI.国際化推進モデル学級について 参照	
	資料3-2-3-(2)-02 R03留学生指導教員一覧		
	資料3-2-3-(2)-03 R03留学生チューター一覧		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-04 令和2年度チュラポーンクラス授業時間割	上記、国際化推進モデル学級における留学生への支援（授業補助、日本語授業）	
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程	編入学生に対する支援は、他の学生と同様の取り扱いである。	再掲
	資料1-1-1-(2)-02 学生支援委員会規程		再掲

(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-01 令和3年度第4学年編入学学生募集要項	教務委員会策定 IV.4 編入学生の履修 第4学年編入学生向けの履修科目を用意している。	
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(4)-02 R2編入生事前学習(物質工学)	編入学生の入学予定学科から、入学前に事前に学習しておくべき内容を指示している。	
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	資料3-2-2-(2)-01 令和2年度オフィスアワー等利用回数集計結果	他の学生と同様、担任や科目担当教員が補習授業や学習相談を行っている。	再掲
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-03 シラバス(電子制御基礎工学)	上記募集要項で示した第4学年編入学生向けの科目	
	資料3-2-3-(4)-04 シラバス(化学基礎工学Ⅰ)		
	資料3-2-3-(4)-05 シラバス(化学基礎工学Ⅱ)		
	資料3-2-3-(4)-06 シラバス(環境都市工学概論)		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程	社会人学生に対する支援は、他の学生と同様の取り扱いである。	再掲
	資料1-1-1-(2)-02 学生支援委員会規程		再掲
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
		現在、社会人学生が所属していないため、特に支援を行っていない。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01 特別修学支援体制要項		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_障害のある在校生の緊急時対応マニュアル(非公表資料)		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_障害のある在校生の緊急時対応マニュアル(非公表資料)		再掲
	資料3-2-3-(8)-02 障害のある学生への配慮事項（試験時間延長）	障害のある学生については、試験時間の延長を認めている。	
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01 独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	長岡高専HP> 公開情報 > 障害を理由とする差別の解消の推進 に提示 https://www.nagaoka-ct.ac.jp/uncategorized/34395.html	
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		

観点3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
	資料3-2-2-(1)-06 学生相談室規程	(学生相談室)	再掲
	資料3-2-4-(1)-01 保健室（便覧）	(保健センター)	
	資料3-2-4-(1)-02 相談員やカウンセラーの配置（便覧）	(相談員やカウンセラーの配置) (ハラスメント等の相談体制) (学生に対する相談の案内等)	
	資料3-2-4-(1)-03 ハラスメントの防止等に関する規程	(ハラスメント等の相談体制)	
	資料3-2-4-(1)-04 学生相談室の利用について(掲示)	(学生に対する相談の案内等) 掲示での案内	
	資料3-2-4-(1)-05 学生相談室の利用について(Teams)	(学生に対する相談の案内等) ICTを利用した案内	
	資料3-2-2-(1)-07 学生相談室(相談方法)	(学生に対する相談の案内等) ウェブサイトでの案内	再掲
	資料3-2-4-(1)-06 奨学金・授業料減免（便覧）	(奨学金)(授業料減免)	
	資料3-2-4-(1)-07 授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程	(授業料減免)	
	資料3-2-4-(1)-08 長岡工業高等専門学校卓越した学生に対する授業料免除に関する要項	(特待生)	
	資料3-2-4-(1)-09 緊急時の貸与等の制度（新型コロナウイルス感染拡大に伴う学生への経済的支援）	(緊急時の貸与等の制度)	
	資料3-2-4-(1)-10 いじめ対策委員会規程	(いじめの防止・早期発見・対処等の体制)	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的実施しているか。	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01 健康診断・健康相談（便覧）		
	資料3-2-4-(2)-02 健康診断スケジュール(H31～R3)		
	資料3-2-4-(2)-03 R2年度保健室利用状況		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-02 令和2年度相談員への相談件数		再掲
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-01 R2奨学金・免除受給者一覧		

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。
また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。

○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。

○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料			
	■ 整備している	資料3-2-5-(1)-01_（キャリアデザインWG）委員会構成員一覧(R3年度)	高専教育高度化戦略室(STAKE)のもとで、学生のキャリア教育に関する検討を行う。	
		資料1-3-1-(1)-01 高専教育高度化戦略室規程	第4条 ワーキンググループの設置	
		資料3-2-5-(1)-02 キャリアガイド（長岡高専のキャリアデザイン支援組織）		
		資料3-2-5-(1)-03 MB科キャリア教育支援体制	上記のWGの他、各学科においては、担任、学科長、専攻主任による就職指導も実施されている。	
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料			
	□ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施			
	■ 進路指導用マニュアルの作成	資料3-2-5-(2)-01 キャリアガイド	(進路指導用マニュアルの作成) キャリアデザインWGが作成し、冊子を全学生・教職員へ配布している。	
	■ 進路指導ガイダンスの実施	資料3-2-5-(2)-02 令和2年度進路ガイダンス実施要領	(進路指導ガイダンスの実施)	
	■ 進路指導室	資料3-2-5-(2)-03 進路指導室	(進路指導室)	
	■ 進路先（企業）訪問	資料3-2-5-(2)-04 3年4年見学一覧	(進路先（企業）訪問)	
	■ 進学・就職に関する説明会	資料3-2-5-(2)-05 春期企業・インターンシップ説明会開催概要	(進学・就職に関する説明会)	
		資料3-2-5-(2)-06 冬期企業説明会開催概要	(進学・就職に関する説明会)	
	■ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談	資料3-2-2-(1)-10 電気工事士資格試験の支援体制	(資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談)	再掲
	■ 資格取得による単位修得の認定	資料3-2-5-(2)-07 本校以外の教育施設等における学修等による単位取得の認定に関する規程	(資格取得による単位修得の認定) 別表1	
		資料3-2-5-(2)-08 シラバス(品質管理)	(資格取得による単位修得の認定)	
	■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等	資料3-2-5-(2)-09 キャリアガイド（海外で学ぶ・海外と学ぶ）	(外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等)	
	□ その他	資料2-1-1-(1)-01 学則	(外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等) 第28条の2	再掲
		資料3-2-5-(2)-10 学術交流協定一覧（本校ウェブサイト）	(外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等) http://www.nagaoka-ct.ac.jp/shisetsu/33151.html	
		◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	資料3-2-5-(3)-01 進路ガイダンスの実施	https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/54429.html	
	資料3-2-5-(3)-02 3学年工場見学	https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/53367.html	
	資料3-2-5-(3)-03 長岡高専春期企業・インターンシップ説明会アンケートまとめ		
	資料3-2-5-(3)-04 冬期企業ガイダンスの実施	https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/49004.html	
	資料3-2-5-(3)-05 長岡高専冬期企業ガイダンスアンケートまとめ		
	資料3-2-2-(2)-05 電気工事士資格研修 受講者数		再掲
	資料3-2-5-(2)-09 キャリアガイド（海外で学ぶ・海外と学ぶ）		再掲
観点３－２－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-02 学生支援委員会規程		再掲
	資料3-2-6-(1)-01 課外教育活動施設運営規程		
	資料3-2-6-(1)-02 組織・運営規程	第11条第２項参照	
	資料3-2-6-(1)-03 学生会のクラブ活動に関する申合せ		
	資料3-2-6-(1)-04 課外活動指導員に関する申合せ		
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-02 学生支援委員会規程	第３条第２項参照	再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 R2-3年度クラブ顧問一覧	(1)の体制のもと、クラブ顧問及び課外活動指導員を配置している	
	資料3-2-6-(3)-02 令和３年度課外活動指導員一覧		
観点３－２－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01 学生寮規程		
	資料3-2-7-(1)-02 学生寮細則		

(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(2)-01 学生寮共用施設・設備等		
	資料3-2-7-(2)-02 学生寮平面図(生活のための設備)		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(3)-01 学生寮における学習支援		
	資料3-2-7-(3)-02 学生寮平面図(学習室等)		
	資料3-2-7-(3)-03 令和3年度夜間開放寮内掲示物		
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01 令和3年度学生寮入寮者数		
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-02 令和3年度夜間開放実績調査		
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料1-1-1-(2)-04 寮務委員会規程		再掲
	資料3-2-7-(1)-01 学生寮規程		再掲
	資料3-2-7-(1)-02 学生寮細則		再掲

3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準3

優れた点			
以下の資料のとおり、様々な相談内容に対応した相談・助言体制が整備されている。 対面だけでなく、電子メール、ICT等を活用することで、相談することの抵抗感を減らし、より多くの学生が相談しやすい環境となっている。			
	資料3-2-2-(1)-04 オフィスアワーの整備状況		再掲
	資料3-2-2-(1)-06 学生相談室規程		再掲
	資料3-2-4-(1)-10 いじめ対策委員会規程		再掲
	資料3-2-2-(1)-09 学習相談システム 学生向けTeamsマニュアル		再掲
	資料3-2-2-(1)-11 地球ラボ規程		再掲
改善を要する点			
該当なし			

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点			
4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。			
関係法令 (設)第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 H28-R2貸借対照表		
	資料4-1-1-(1)-02 H28-R2損益計算書		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 H28-R2長期未払金内訳		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04 H28-R2臨時利益内訳		
	資料4-1-1-(1)-05 H28-R2臨時損失内訳		
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01 施設・整備の概況		
	資料4-1-1-(2)-02 長岡工業高等専門学校配置図		
	資料4-1-1-(1)-01 H28-R2貸借対照表	P1_固定資産/有形固定資産/建物 P2_固定資産/有形固定資産/土地	再掲
(3) 過去 5 年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01 H28-R2過去5年間の収入状況		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
		該当なし	

(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(1)-02 H28-R2損益計算書		再掲
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
		該当なし	
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料2-1-3-(1)-02 企画運営会議規程	第4条二	再掲
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-01 R2学内予算編成基本方針		
	資料4-1-2-(1)-02 R2予算配分概要		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 R2企画運営会議（第 1 回）議事要旨	各学科長，専攻科長及び事務部長は企画運営会議構成員であり，審議・決定された事項については，同構成員により所属組織の各会議において遅滞なくフィードバックしている。	

観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。			
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令 （設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-2-(1)-02 R2予算配分概要		再掲
	資料4-1-3-(1)-01 R2予算配分査定結果一覧	予算決定までのプロセスは次のとおり（担当する会議等） ①各予算科目担当者に予算の所要額調書の作成を依頼 ②予算配分素案（査定案）を作成 ③予算配分素案（査定案）を基に事務部長によるヒアリングを実施 ④各事項の予算配分素案（査定案）見直し後、予算配分案作成 ⑤事務部長・総務課長に予算配分案説明 ⑥校長連絡会にて説明 ⑦企画運営会議にて審議・承認	
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-02 R2重点施策経費公募要項		
	資料4-1-3-(1)-03 R2第1回予算関係打合せ要旨		
	資料4-1-3-(1)-04 R2重点施策経費査定一覧（査定結果）		
	◇予算関連規程等		
	資料2-1-3-(1)-02 企画運営会議規程		再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-05 R2企画運営会議（第7回）議事要旨		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-06 2020設備整備マスタープラン（更新設備）		
	資料4-1-3-(1)-07 2020設備整備マスタープラン（新規設備）		
	資料4-1-3-(1)-08 キャンパスマスタープラン2020整備年次計画（案）		

(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料4-1-2-(2)-01 R2企画運営会議（第1回）議事要旨		再掲
	資料4-1-2-(1)-02 R2予算配分概要		再掲
	資料4-1-3-(1)-01 R2予算配分査定結果一覧		再掲
	企画運営会議にて、学内予算編成に係る基本方針（資料4-1-2-(1)-01）が決定され、その方針に基づき適正に予算配分を実施している（資料4-1-2-(1)-02、資料4-1-3-(1)-01）。		
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 R2企画運営会議（第1回）議事要旨	各学科長及び専攻科長は企画運営会議構成員であり、企画運営会議において審議・決定された事項については、同構成員により所属組織の各会議において遅滞なくフィードバックしている。	再掲
	資料4-1-3-(1)-05 R2企画運営会議（第7回）議事要旨		再掲
観点4－1－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。 【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料		
	資料4-1-4-(1)-01 財務諸表等公表状況（高専機構ウェブサイト）	■URL https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo	

(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料4-1-4-(2)-01 高専機構会計規則	第7章（抜粋）	
	資料4-1-4-(2)-02 高専機構内部監査規則		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-03 高専相互会計内部監査の実施について		
	資料4-1-4-(2)-04 R2高専間相互内部監査報告事項等一覧		
4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】			
○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。			
○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。			
○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。			
○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第3条の3、第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-02 組織・運営規程	第13条～第15条	再掲
	資料4-2-1-(1)-01 管理体制の整備状況	P.5	
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料4-2-1-(2)-01 長岡高専規則集目次（抜粋）		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-02 組織・運営規程	第3条～第4条	再掲
	資料2-1-1-(1)-01 学則	学則第10条に学長の役割記載されており、そこに示す学校教育法の第120条③に「校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。」と定めている。	再掲
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-02 組織・運営規程	第16条～第22条	再掲

(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(5)-01 R2各種委員会会議開催実績一覧		
	資料4-2-1-(1)-01 管理体制の整備状況		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料4-2-1-(5)-01 R2各種委員会会議開催実績一覧		再掲
観点４－２－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01 危機管理規程		
	資料4-2-2-(1)-02 リスク管理ガイドライン		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01 危機管理マニュアル		
	資料4-2-2-(2)-02 危機管理マニュアル（原子力災害編）		

(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01 R2消防訓練実施計画報告書		
	資料4-2-2-(3)-02 R2消防訓練結果報告（本校ウェブサイト）	■URL https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/53029.html	
	資料4-2-2-(3)-03 R1消防訓練実施計画報告書		
	資料4-2-2-(3)-04 R1消防訓練結果報告（本校ウェブサイト）	■URL https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/46380.html	
	資料4-2-2-(3)-05 H30消防訓練実施計画報告書		
	資料4-2-2-(3)-06 H30消防訓練結果報告（本校ウェブサイト）	■URL https://www.nagaoka-ct.ac.jp/info/42964.html	
観点4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。 【留意点】 ○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-2-3-(1)-01 R1科研学内ピアレビュー（実施案内）	全教職員を対象として毎年ピアレビューを実施	
	資料4-2-3-(1)-02 R2科研学内ピアレビュー（実施案内）		
	資料4-2-3-(1)-03 過去5年間の外部資金受入状況		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料4-2-3-(2)-01 高専機構公的研究費等の取扱いに関する規則		
	資料4-2-3-(2)-02 研究不正に対する取組（高専機構ウェブサイト）	■URL https://www.kosen-k.go.jp/about/release/kenkyuufusei.html https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/sekinintaisei-20150130.pdf	
	資料4-2-3-(2)-03 研究不正対応（本校ウェブサイト）	■URL http://www.nagaoka-ct.ac.jp/koukai/29399.html http://www.nagaoka-ct.ac.jp/wp-content/uploads/2009/02/fukusekininshya.pdf	

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。

○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。

○ 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。

○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）

・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）

・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料

・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料

・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料

・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(2)-10 学術交流協定一覧（本校ウェブサイト）	■URL http://www.nagaoka-ct.ac.jp/shisetsu/33151.html	再掲
	資料4-2-4-(1)-01 NaDeC事業資料	■URL http://www.nagaoka-ct.ac.jp/iisedai/ep/ep.html	
	資料4-2-4-(1)-02 地域協働教育プログラムJSCOOP（ジェイスクープ）	■URL http://www.nagaoka-ct.ac.jp/shisetsu/32066.html	
	資料4-2-4-(1)-03 シラバス（技術科学フロンティア概論）		
	資料4-2-4-(1)-04 技学イノベーション機器共用ネットワーク事業		

51

観点 4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

- 【留意点】
- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをい

関係法令 （設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。 ■ 実施している	◇規程等の資料		
	資料4-2-5-(1)-01 高専機構教職員の研修に関する規則		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-02 R2SD・研修等実績一覧		

4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし☒			

評価の視点			
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。			
観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。			
【留意点】			
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。			
関係法令 （施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	資料4-3-1-(1)-01 情報提供に係る刊行物掲載箇所一覧		
	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		
■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針			
■ 教育研究上の基本組織			
■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績			
■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況			
■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画			
■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準			
■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境			
■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用			
■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援			

4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 4

優れた点			
■外部資金獲得に関しては、全国高専の中では常にトップクラスの実績があり、本校の高い研究支援・推進体制が実証されている。特に科研費に関しては、毎年継続的に校内でピアレビューを実施していることにより、現在の実績につながっている。			
■学校における教育研究活動状況の情報公表のうち、令和元年12月末時点の新聞への記事掲載件数は、全国51高専中1位であった。このことにより、教育研究活動が活発に行われ多くのメディアに注目されていることがわかる。			
	資料4-(優れた点)-01 H31-R1全国高専科研費採択一覧		
	資料4-(優れた点)-02 全国高専外部資金採択一覧（R01科研費以外）		
	資料4-(優れた点)-03 H30-R1全高専新聞掲載実績	令和2年1月～12月までの掲載実績は161件であり、積極的な情報発信を継続的に 行っている。	
改善を要する点			
該当なし			

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ	左記資料における学習・教育到達目標(A)～(D)の欄に示す通り、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を「講義形態」の授業を中心に編成している。また、上記資料における学習・教育到達目標(E)～(G)の欄に示す通り、教養、工学基礎、専門知識等を基礎とした実践力、創造力を育成するために、学年が上がるにつれ「演習、実験、実習形態」の授業を中心に教育課程を編成している。以上より、カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切な授業科目を体系的に配置していると言える。	
	資料1-2-1-(1)-01 学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(2)-01 一般科目	一般科目は各学年に広く配置され、学年の進行に応じて高度化するよう配慮している。	
	資料5-1-1-(2)-02 国際関係学演習 R3前期	日本人学生と外国人留学生在がグループワークを行い、コミュニケーション能力や主体性といったジェネリックスキルの涵養を図る。学科・学年に関係なく参加が可能である。	
(3) 進級に関する規程を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程	第 1 8 条	
(4) 1 年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 令和 3 年度年間行事予定表（学生用）		
	資料5-1-1-(4)-02 令和 3 年度授業回数表		

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01 令和2年度授業時間表	資料のとおり、毎週1単位時間の特別活動を実施しており、年間30週の授業期間を設けていることから、学則で定めるとおり、第1学年から第3学年の3年間で合計90単位時間を実施している。	
	資料5-1-1-(5)-02 令和2年度年間行事予定表（学生用）		
	資料5-1-1-(5)-03 令和2年度授業回数表		
	資料2-1-1-(1)-01 学則	第16条第5項	再掲
観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。 【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令 （設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
■ 他学科の授業科目の履修を認定 ■ インターンシップによる単位認定 ■ 専攻科課程教育との連携 ■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ■ 資格取得に関する教育 ■ 他の高等教育機関との単位互換制度 ■ 個別の授業科目内での工夫 ■ 最先端の技術に関する教育 ■ その他	資料5-1-2-(1)-01 他学科科目	(他学科の授業科目の履修を認定)	
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程	(他学科の授業科目の履修を認定) 第6条	再掲
	資料5-1-2-(1)-02 シラバス（インターンシップ）	(インターンシップによる単位認定)	
	資料5-1-1-(1)-01 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ	(専攻科課程教育との連携) 学習・教育到達目標ごとに、必要な授業科目を体系的に配置しており、準学士課程から専攻科課程への流れに配慮したカリキュラムを編成している。	再掲
	資料5-1-2-(1)-03 シラバス（科学技術英語Ⅰ）	(外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成)	
	資料3-2-2-(1)-10 電気工事士資格試験の支援体制	(資格取得に関する教育)	再掲
	資料5-1-2-(1)-04 長岡技術科学大学e-ラーニング科目特別聴講学生実施要項	(他の高等教育機関との単位互換制度)	
	資料5-1-2-(1)-05 他の大学及び他の高等専門学校と本校との単位互換協定に基づく履修に関する申合せ（企画運営会議）	(他の高等教育機関との単位互換制度) 5. 履修単位の読替	
	資料5-1-2-(1)-06 シラバス（英語Ⅳ）	(個別の授業科目内での工夫) グループで協働しながら学ぶPBL型授業 英語で指示されたテーマをもとに、4～5名のグループに分かれプロジェクトを進め、最後にプレゼンを行う。英語力だけでなく、思考力、創造力、協働力など様々な能力を養うことができる授業形式である。	
	資料5-1-2-(1)-07 英語Ⅳの授業風景		
	資料4-2-4-(1)-03 シラバス（技術科学フロンティア概論）	(最先端の技術に関する教育) 他大学の研究者や民間企業等の実務経験者を講師に招き、各専門分野に関する最先端の技術についての講座を実施している。	再掲

	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料5-1-2-(1)-08 グローバルP B L II		
	資料5-1-2-(1)-09 学生海外派遣研修実施要項（校長裁定）		
	海外協定校に学生を派遣し、その成果をグローバルPBLとして単位認定している。 令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況から、海外協定校とのオンラインを利用した交流を実施した。全学科で受講することが可能である。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料2-1-1-(1)-01 学則	第16条の3、4	再掲
観点５－１－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。			
【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、P B L型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 (注) P B Lとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（P B L型の授業や創造型の演習の実施等）		
	資料4-2-4-(1)-02 地域協働教育プログラムJSCOOP（ジェイスクープ）	http://www.nagaoka-ct.ac.jp/shisetsu/32066.html	再掲
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-01 学生と企業のアンケート(JSCOOP)		
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	本校では地域協働教育；JSCOOP（Job Contents Search with Local Companies Based on Cooperative Education）を実施している。資料5-1-3-(1)-02に示したとおり、県内協力企業と密接な連携を図り現実の、いわば「生きている」課題に取り組む課題解決型授業を実施することにより、問題の核心を的確に捉え、現場の状況に即した対策を提案できる力が身についた。これらの取組は、地元新聞に取り上げられたり、共同研究に結びつくなどの成果につながっている。		

(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
	資料5-1-2-(1)-02 シラバス（インターンシップ）		再掲
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-01 R1インターンシップガイダンス1実施要項		
	資料5-1-3-(2)-02 R1インターンシップ報告会	http://www.nagaoka-ct.ac.jp/ec/2019/news2019_07.shtml	
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
資料5-1-2-(1)-02に示したとおり、短・中・長期インターンシップの機会を提供すると共に、事前指導として資料5-1-3-(2)-02のようなインターンシップガイダンスによりインターンシップ前に学生がいろいろな企業の実務者とコミュニケーションをとる機会を提供したり、資料5-1-3-(2)-03のようなインターンシップ報告会を実施することで、種々の課題について現場の状況に即した対策を提案できる実践的能力を学生が身につけている。			
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
5－2　準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－①　教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令　（設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■　満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■　採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 WebシラバスURL	https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=16&lang=ja	
	資料5-1-1-(1)-01 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ	資料下部に各学年における授業形態別の単位数を記載	再掲
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	上記資料における学習・教育到達目標(A)～(D)の欄に示す通り、低学年では一般科目を中心に工学基礎科目を織り交ぜ、学年が上がるにつれ専門科目を多く学ぶ「くさび型」の教育課程を「講義形態」の授業を中心に編成している。また、上記資料における学習・教育到達目標(E)～(G)の欄に示す通り、教養、工学基礎、専門知識等を基礎とした実践力、創造力を育成するために、学年が上がるにつれ「演習、実験、実習形態」の授業を中心に教育課程を編成している。以上より、カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切な授業科目を体系的に配置しており、その授業形態のバランスは適切であると判断できる。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ■　教材の工夫 ■　少人数教育 ■　対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ■　情報機器の活用 ■　基礎学力不足の学生に対する配慮 ■　一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-1-2-(1)-07 英語Ⅳの授業風景	(教材の工夫)	再掲
	資料5-2-1-(2)-01 少人数教育AL	(少人数教育)	
	資料5-2-1-(2)-02 グローバルディベート（対話討論型）シラバス	(対話・討論型授業)	
	資料5-2-1-(2)-03 基礎情報処理	(情報機器の活用)	
	資料5-2-1-(2)-04 長岡工業高等専門学校ティーチング・アシスタント実施要項（学力不足）	(基礎学力不足の学生に対する配慮) 正規の教育課程内で実施されている。	
	資料5-1-1-(1)-01 学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ	(一般科目と専門科目との連携) 例えば、一般科目である物理で共通となる基礎を学んだ後に、接続科目で基礎力学など各学科での学習内容に重要な部分を強化し、機械力学といった専門科目につなげている。	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】
なし。

関係法令 （設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可） ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■ 教科書・参考文献 ☐ その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 WebシラバスURL		再掲
	資料5-2-2-(1)-01 R03 Webシラバス作成手順	高専機構のシラバス共通フォーマットでは「事前に行う準備学習」の項目が存在しないため、シラバスの「教育方法等」の項目へ事前・事後学習について記載するよう指示している。	
		◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。	

(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■ 改善を行っている	◇活用状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-04 授業評価アンケート		再掲
	資料1-1-3-(2)-01 集計グラフ(全学科・専攻科)		再掲
	資料1-1-3-(2)-02 授業評価アンケート自己分析依頼		再掲
	資料1-1-3-(2)-03 授業評価アンケート自己分析例（学科別）		再掲
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では 1 単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	上記授業評価アンケートの結果を踏まえて、各科目担当教員が自己分析を行い、教務主事に報告する。分析の結果は、次年度のシラバスに反映され、改善に役立てている。		
	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 令和 3 年度年間行事予定表（学生用）		再掲
	資料5-1-1-(4)-02 令和 3 年度授業回数表		再掲
	資料5-2-2-(3)-01 教育課程と履修方法		
(4) (3)の30単位時間授業では、 1 単位時間を50分としているか。 ■ 1 単位時間＝50分で規定、45分で運用			
	◆ 1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-1-1-(5)-01 令和 2 年度授業時間表		再掲
	資料5-2-1-(1)-01 WebシラバスURL		再掲
	資料5-2-2-(3)-01 教育課程と履修方法		再掲
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、 1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	本校では2単位時間の授業を90分で実施している。2単位時間を連続させることにより、出席確認、課題説明・回収、授業の振り返り等に要する時間が節約されており、100 分に相当する以上の教育内容を確保できている。		
	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 WebシラバスURL		再掲
	資料5-2-2-(3)-01 教育課程と履修方法		再掲

(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可) ■ 授業外学習の必要性の周知 ■ 事前学習の徹底 ■ 事後展開学習の徹底 ■ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 WebシラバスURL	授業外学習時間は課題の量と提出から把握している。	再掲
	資料5-2-2-(3)-01 教育課程と履修方法		再掲
	資料5-2-2-(1)-01 R03 Webシラバス作成手順	事前・事後学習についてシラバスに記載している。（作成手順pp.4 赤枠部分）	再掲
◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。			
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料1-2-1-(1)-01 学科ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程		再掲
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程	各授業科目の単位は、各科目担当教員により成績評価案が教務委員会にて示され、教員会議の議を経て校長が認定する。	再掲
	資料5-3-1-(2)-01_令和2年度進級・卒業判定資料（非公表資料）		
	資料5-3-1-(2)-02 R2年度教員会議（第17回）議事要旨		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 WebシラバスURL		再掲
	資料5-3-1-(3)-01 到達度の自己点検シート		
	資料5-3-1-(3)-02 令和3年度第1回技術者教育プログラム部会会議議事要旨	上記自己点検シートを含め、技術者教育プログラム授業科目の成績評価資料の保存状況について、学校として点検を行っている。	
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程		再掲

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(5)-01 受講願	受講願をもとに必要な単位数、選択科目履修状況が学生課教務入試係で作成されており、担任が学生と面談する中でチェックしている。	
	資料5-3-1-(5)-02 選択科目履修状況一覧		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程	追試、再試についての規程 第8～10条参照	再掲
	資料5-3-1-(6)-01 教務の手引き	1.5.2再試験 再試験の結果は授業担当者に一任している。評価点の上限は無い。	
	資料5-3-1-(6)-02 定期試験における追試験について	追試験の評価基準は本試験と同様である。	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01 成績評価結果に対する意見申し立てについて		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他			
	資料5-3-1-(8)-01_令和2年度学年末1-5年生成績度数分布(非公表資料)	(成績評価の妥当性の事後チェック)	
	資料5-1-1-(4)-01 令和3年度年間行事予定表（学生用）	(答案の返却・模範解答や採点基準の提示) 試験後に実施 9/21～9/24 3/2～3/4など	再掲
	資料5-3-1-(8)-02 試験問題に係る事後指導について	(試験問題のレベルが適切であることのチェック)	
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	試験が実施された次週には答案を返却し模範解答と採点基準について解説を実施している。 (資料5-1-1-(4)-01) 試験の結果、クラス平均が合格点に達していない科目、あるいはクラスの半数以上が不合格の科目がある場合、科目担当者から教務主事へ当該科目の状況及び今後の指導について報告を義務付けている。(資料5-3-1-(8)-01) また、令和3年度より、本科で開講している必修科目全てと、5名以上が受講する選択科目について、各科目の平均点・標準偏差・最高点、および10点刻みの度数分布を学内公開し、カリキュラムの検討や評価の難易度設定などの教育改善を図っている。(資料5-3-1-(8)-02)		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01 学則	第14条	再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程		再掲
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-1-(2)-02 R2年度教員会議（第17回）議事要旨		再掲
	資料5-3-1-(2)-01_令和2年度進級・卒業判定資料（非公表資料）		再掲
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程	ウェブサイトに掲載 http://www.nagaoka-ct.ac.jp/wp-content/uploads/2021/05/1a78f96ecdfb749a03ebac1b36e779c4.pdf	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(5)-01 三者面談	学級担任が面談で卒業認定基準について指導し、認知状況を確認している。	

5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 5

優れた点			
本校が平成27年から実施している地域協働教育「JSCOOP」は、地元企業への取材と課題解決策の提案を通して、本校のカリキュラム・ポリシーにも示されている学生の課題発見力・課題解決力の涵養を図るPBL型授業である。参加した学生、協力企業のいずれからも好意的に捉えられており、その活動をメディア等に取り上げられる機会も多い。本校のカリキュラムの中でも特に優れた教育であると言える。			
	資料4-2-4-(1)-02 地域協働教育プログラムJSCOOP (ジェイスクープ)		再掲
	資料5-1-3-(1)-01 学生と企業のアンケート(JSCOOP)		再掲
改善を要する点			
ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの学生の認知度向上について、改善が必要である。			
	資料1-1-3-(1)-05 令和元年度卒業時アンケート		再掲

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点			
6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 令和３年度第１学年入学学生募集要項		再掲
	資料3-2-3-(4)-01 令和３年度第４学年編入学学生募集要項		再掲
	資料6-1-1-(1)-01_R2年度入学試験委員会（第11回）議事要旨（１学年推薦）（非公表資料）		
	資料6-1-1-(1)-02_R2年度入学試験委員会（第13回）議事要旨（１学年学力）（非公表資料）		
	資料6-1-1-(1)-03_令和３年度第１学年入学者選抜(学力)実施要項（非公表資料）		
	資料6-1-1-(1)-04_令和３年度第１学年入学者選抜(推薦)実施要項（非公表資料）		
	資料6-1-1-(1)-05_令和３年度第４学年編入学実施要項（非公表資料）		
	資料6-1-1-(1)-06_令和３年度第１学年入学者選抜方法・選抜基準（非公表資料）		
	資料6-1-1-(1)-07_令和３年度第４学年編入学者選抜方法・選抜基準（非公表資料）		

観点6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程	教務委員会規程第4条の五、七に示されている。	再掲
	資料6-1-2-(1)-01 アドミッションポリシーに沿った学生受入の検証・改善体制		
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程	上記検証結果をもとに教務委員会で改善案を議論した後、入試委員会にて承認を受ける。	再掲
	資料2-1-3-(1)-01 入学試験委員会規程		再掲
	資料6-1-2-(1)-01 アドミッションポリシーに沿った学生受入の検証・改善体制		再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01 H30 第9回教務委員会議事要録	検証の結果、改善を行った事例	
	資料6-1-2-(2)-02_H30_臨時教務委員会議事要録		
	資料6-1-2-(2)-03 H30 臨時教務委員会資料1		
	資料1-1-3-(1)-17 令和3年度臨時教務委員会・専攻科委員会合同委員会議事要旨		再掲
	資料6-1-2-(2)-04 本科・専攻科に入学した学生がアドミッション・ポリシーに沿っていることの検証について	検証の結果、入学者がアドミッション・ポリシーに沿っていると判断した事例	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(3)-01 入学者選抜に係る変更点		
	本校ではアドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実施するため、教務委員会で検証し、選抜方法等の改善に役立てている。過去には上記体制のもとで検証した結果をもとに、令和3年度の第一学年入学者選抜、帰国子女特別選抜において、英語試験の点数配分を2倍とする変更を行った。アドミッションポリシーの4のとおり、国際的に活躍したい人材を求めていることから、上記の変更はアドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるための改善と言える。		

観点6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。

○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。

関係法令 (設)第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準 (平成15年3月31日文部科学省告示第45号)

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01 学則	第7条	再掲
(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程		再掲
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
	【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		

6－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 6

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7－1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7－1－① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のG P A 値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程	学生が卒業時に身につける学力、資質・能力は、資料2-1-3-(1)-01の「教務委員会規程」に従って成績評価および卒業認定案が示され、教員会議の議を経て校長が決定することから、学習・教育の成果を把握・評価している。	再掲
	資料5-1-1-(3)-01 履修及び学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-1-(2)-02 R2年度教員会議（第17回）議事要旨		再掲
	資料5-3-1-(2)-01_令和 2 年度進級・卒業判定資料（非公表資料）		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01 退学者数・原級者数等一覧		
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料 7-1-1-(3)-01 の「退学者数・原級者数等一覧」に示すように、令和2年度の本科の退学率は1.9%、原級率は1.9%、5年生の卒業率は 98.9%であり、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められると判断できる。		

観点7－1－② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7－1－①と同じ体制で実施されている場合には、観点7－1－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-01 教務委員会規程		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-05 令和元年度卒業時アンケート		再掲
	資料1-1-3-(1)-07 卒業生(H25年度)アンケート		再掲
	資料1-1-3-(1)-10 就職先アンケート		再掲
	資料1-1-3-(1)-11 進学先アンケート		再掲
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-12 令和2年度臨時教務・専攻科合同委員会議事要録	卒業時アンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-13 令和3年度教務委員会議事要録（第1回）	卒業時アンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-17 令和3年度臨時教務委員会・専攻科委員会合同委員会議事要旨	卒業生（卒業後5年程度経った者）、進路先関係者等に対するアンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-18 各種アンケート結果に対する検証について	卒業生（卒業後5年程度経った者）、進路先関係者等に対するアンケートの検証	再掲
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。			
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	資料1-1-3-(1)-14 卒業生アンケートの検証		再掲
	資料1-1-3-(1)-18 各種アンケート結果に対する検証について		再掲
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	教務委員会において、学生・卒業生・進路先関係者等からのアンケートに基づき点検評価を行っている。学習・教育到達目標に対する達成度は、おおむね高い評価が得られており、学習・教育の成果が認められると判断できる。しかし、3つのポリシーに対する学生の認知度が低く、改善が必要である。 また、卒業生や進路先関係者に対する意見聴取についても、各学科への意見照会の後、教務委員会にて検証を行う予定である。		

観点7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第122条 (施)第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】卒業者進路実績表		
	【様式2－4】卒業（修了）者進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	本校における平成28年度～令和2年度の5年間の平均状況をみて、就職については、就職率(就職者数/就職希望者数)はほぼ100%と高く、就職先も本校が育成する技術者像に適合する製造業、運輸業、郵便業および建設業に加え、学術研究、専門・技術サービス業等となっている。進学についても、進学率（進学者数/進学希望者数）は約100%と高く、進学先も各学科の分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系、理学系および情報系の学部等となっており、本校の養成しようとする人材像にかなったものとなっている。		

7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 7

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。 【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校は、全専攻科が特例適用専攻科の認定を受けており、カリキュラム・ポリシーを踏まえた適切な授業科目の配置となっている。また、JABEE認定プログラムの審査においても2.1～2.2教育課程(カリキュラム)の設計・実施の点検項目の基準に適合しており、当該観点の内容を満たしていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			
観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 本校は、全専攻科が特例適用専攻科の認定を受けており、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているものと判断する。さらに、JABEE認定プログラムの審査においても2.1教育課程(カリキュラム)の設計はA判定で認定されており、特例適用専攻科の認定同様に準学士課程の教育からの発展等を十分考慮した教育課程となっているものと判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】			
○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
教育課程の編成及び実施に関しては2.1教育課程の設計、2.2学習・教育の実施におけるJABEE点検項目でほぼA評価（Cは改善済み）であること、JABEE点検項目2.3教育組織において、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされていることにA判定を受けていることから基準を満たしていると判断する。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
(リストから選択してください)			
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
□ 教材の工夫			
□ 少人数教育			
□ 対話・討論型授業			
□ フィールド型授業			
□ 情報機器の活用			
□ 基礎学力不足の学生に対する配慮			
□ 一般科目と専門科目との連携			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は、全専攻科が特例適用専攻科の認定を受けており、学修総まとめ科目の設定・指導を含め教養教育や研究指導が適切に行われていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点8－1－⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

JABEE認定において、基準2.1「教育課程の設計」、基準 3「学習・教育到達目標の達成」に対応している。それぞれの点検項目は概ねA評価（C評価は改善済み）であり、当該基準は満たしていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
（リストから選択してください）			

77

(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 (リストから選択してください)	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 (リストから選択してください)	◇学校として把握していることがわかる資料		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 (リストから選択してください)	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 (リストから選択してください)	◇認知状況がわかる資料		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 (リストから選択してください)	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 (リストから選択してください)	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		

(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☐ 答案の返却 ☐ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 （法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校専攻科の修了認定基準はディプロマ・ポリシーに従って、組織で策定されており、学生便覧やオリエンテーションを通じて学生に周知されている。JABEE認定プログラム審査においても、対応する点検項目2.1、及び基準3においてA判定であり、当該基準を満たしていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
（リストから選択してください）			
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。	◇定めている該当規程や修了認定基準		
（リストから選択してください）			
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。	◇関係する委員会等の会議資料		
（リストから選択してください）			
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
（リストから選択してください）			
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
（リストから選択してください）			

8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
学科・専攻科横断型一貫教育プログラムを構成する3つのプログラムには、学科4年生～専攻科2年生の4年間一貫のエキスパートコースが設けられており、専攻科教育課程においてもエンジニアリングデザイン教育、JSCOOPといった特色のある教育を提供している。			
	資料8-1-(特記事項)-01 学科・専攻科横断型一貫教育プログラム		
	資料4-2-4-(1)-02 地域協働教育プログラムJSCOOP（ジェイスクープ）		再掲
評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01 令和4年度専攻科学生募集要項		
	資料8-2-1-(1)-02_R2年度入学試験委員会（第2回）議事要旨（専攻科推薦）（非公表資料）		
	資料8-2-1-(1)-03_R2年度入学試験委員会（第5回）議事要旨（専攻科学力）（非公表資料）		
	資料8-2-1-(1)-04_令和4年度専攻科入学者選抜(学力)実施要項（非公表資料）		
	資料8-2-1-(1)-05_令和4年度専攻科入学者選抜(推薦)実施要項（非公表資料）		
	資料8-2-1-(1)-06_令和4年度専攻科入学者選抜方法・選抜基準（非公表資料）		

観点 8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】 なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備している。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料1-1-1-(2)-03 専攻科委員会規程	専攻科委員会規程第 4 条の五，七に示されている。	再掲
	資料6-1-2-(1)-01 アドミッションポリシーに沿った学生受入の検証・改善体制		再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料1-1-1-(2)-03 専攻科委員会規程	上記検証結果をもとに専攻科委員会で改善案を議論した後、入試委員会にて承認を受ける。	再掲
	資料2-1-3-(1)-01 入学試験委員会規程		再掲
	資料6-1-2-(1)-01 アドミッションポリシーに沿った学生受入の検証・改善体制		再掲
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 令和 2 年度第11回専攻科委員会議事要旨	検証の結果、改善を行った事例	
	資料1-1-3-(1)-17 令和 3 年度臨時教務委員会・専攻科委員会合同委員会議事要旨	検証の結果、入学者がアドミッション・ポリシーに沿っていると判断した事例	再掲
	資料6-1-2-(2)-04 本科・専攻科に入学した学生がアドミッション・ポリシーに沿っていることの検証について		再掲
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	資料8-2-2-(3)-01 R4年度専攻科入試学生募集要項の調査書		

	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	本校ではアドミッションポリシーに沿った入学者選抜を実施するため、専攻科委員会で検証し、選抜方法等の改善に役立てている。 過去には、専攻科委員会での議論に基づいて、R4年度入学者選抜の調査書の「アドミッションポリシーの観点からの所見欄」の見直しを行い、APに沿った学生を選抜できるよう改善した（資料：8-2-2-(2)-01_R2年度第11回専攻科委員会議事録，8-2-2-(3)-01_R4年度専攻科入学生募集要項の調査書）。		

観点8－2－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。			
【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01 学則	第8条	再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-03 専攻科委員会規程		再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 超過又は不足がある	◇【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		
	【様式2－2】平均入学定員充足率計算表		再掲
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料8-2-3-(4)-01 過去5年間の学位取得状況および技術者教育プログラム修了状況		
	資料8-2-3-(4)-02 令和2年度第13回専攻科委員会議事要旨		
	資料8-2-3-(4)-03 R2年度企画運営会議（第18回）議事要旨		
	資料8-2-3-(4)-04 議事要旨年度当初予算配分状況（H30-R3）		
	学則で定めた入学定員を超えた専攻科生数となっているが、専攻科授業の講義室の什器の補充、並びに情報処理センターの人数分の端末の確保とともに専攻科特別実験（エンジニアリングデザイン演習）のプロトタイピング予算の増額など、教育・研究等に支障をきたさないよう配慮した（資料8-2-3-(4)-04_年度当初予算配分状況（H30-R3））。学位取得状況、JABEE修了認定状況から判断して、教育・研究指導に支障は生じていない。（資料8-2-3-(4)-01_過去5年間の学位取得及び技術者教育プログラム修了状況）。また、専攻科委員会、企画運営委員会の議論（資料8-2-3-(4)-02_R2年度第13回専攻科委員会議事要旨、資料8-2-3-(4)-03_R2年度第18回企画運営委員会議事要旨）に基づいて、学則に定める定員に対する実入学者数の乖離の縮小に向け、改善を図りだしたところである。		

8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

評価の視点			
8－3　修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8－3－①　成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○　学生の成績（修了時のG P A値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■　満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-03 専攻科委員会規程	学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力は、資料2-1-3-(1)-03の「専攻科委員会規程」に従って成績評価および修了認定案が示され、教員会議の議を経て校長が決定することから、学習・教育の成果を把握・評価している。	再掲
	資料8-3-1-(1)-01 専攻科授業科目の履修に関する規程		
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01 R2年度教員会議（第15回）議事要旨(専攻科修了判定)		
	資料8-3-1-(2)-02_令和2年度修了判定資料（非公表資料）		
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(3)-01 退学者数・原級者数等一覧		再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
■　認められる			
	上記現地資料（専攻科終了判定資料，JABEEプログラム終了判定資料）に示すように，専攻科の全ての修了生は，学位授与の条件としている単位数を修得しているとともに，資料 7-1-1-(3)-01 の「退学者数・原級者数等一覧」に示すように令和2年度の専攻科の退学率は1.9%、専攻科2年生の修了率は96%であり、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められると判断できる。		

観点8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(2)-03 専攻科委員会規程		再掲
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-06 令和元年度修了時アンケート		再掲
	資料1-1-3-(1)-08 修了生(H21～25年度)アンケート		再掲
	資料1-1-3-(1)-10 就職先アンケート		再掲
	資料1-1-3-(1)-11 進学先アンケート		再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-12 令和2年度臨時教務・専攻科合同委員会議事要録	修了時アンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-15 令和3年度第1回専攻科委員会議事要旨	修了時アンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-17 令和3年度臨時教務委員会・専攻科委員会合同委員会議事要旨	卒業生（修了直後でない者）、進路先関係者等に対するアンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-18 各種アンケート結果に対する検証について		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-12 令和2年度臨時教務・専攻科合同委員会議事要録	修了時アンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-15 令和3年度第1回専攻科委員会議事要旨	修了時アンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-17 令和3年度臨時教務委員会・専攻科委員会合同委員会議事要旨	修了生（修了直後でない者）、進路先関係者等に対するアンケートの検証	再掲
	資料1-1-3-(1)-18 各種アンケート結果に対する検証について		再掲

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	資料1-1-3-(1)-16 修了生アンケートの検証		再掲
	資料1-1-3-(1)-18 各種アンケート結果に対する検証について		再掲
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 専攻科委員会において、学生・修了生・進路先関係者等からのアンケートに基づき点検評価を行っている。修了時学生の意見聴取について、学習・教育到達目標に対する達成度は、おおむね高い評価が得られており、学習・教育・研究の成果が認められると判断できる。しかしながら、「国際文化理解と英語コミュニケーション能力」に関する達成度が、他の学修観点と比べると低く、学生自身、英語力の不足を感じている。達成度の評価について、「達成していない」或いは「やや未達成」と回答した割合が、R1年度修了生と比べてR2年度修了生では減少しており、特別研究発表会の1,2年生全員による英語ショートプレゼンの取り組みにより、改善された。 また、修了生や進路先関係者に対する意見聴取についても、各学科への意見照会の後、専攻科委員会にて検証を行う予定である。		
観点8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】修了者進路実績表		再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 本校における平成28年度～令和2年度の5年間の平均状況をみて、就職については、就職率(就職者数/就職希望者数)は100%と非常に高く、就職先も本校が育成する技術者像に適合する製造業、運輸業、郵便業および建設業に加え、教育、学習支援業、学術研究、専門・技術サービス業等となっている。進学についても、進学率（進学者数/進学希望者数）は100%と非常に高く、進学先も工学研究科、自然科学研究科、情報理工学研究科、新領域創成科学および地球環境共創コースの大学院となっており、専攻科の養成しようとする人材像にかなったものとなっている。		

観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01 専攻科課程修了学生の学位取得状況一覧表		
8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			

基準 8

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
近年、専攻科の入学定員充足率が 2 倍を超えるなど、実入学者数が入学定員に対し大幅に超過している状況について、改善を行う必要がある。			
	【様式 2－2】平均入学定員充足率計算表		再掲